

改正概要説明書	
国名：マレーシア	法令名：意匠法
改正情報：2013年7月01日改正	
改正概要：	
<p>1. 公報に関する規定の改正</p> <p>意匠登録に関する公告が、Gazette ではなく Official Journal により行われるよう規定された（第22条第2項）ことにより、公告に関連する条文が改正されている（第3条、第22条、第25条、第26条、第46A条、第47条）。</p> <p>2. 意匠権に関する規定の改正</p> <p>意匠権の効力、譲渡等に関する要件が詳細に規定された（第29条）。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第3条 解釈</p> <p>「公報(Official Journal)」及び「登録意匠」の定義が新たに追加された。</p> <p>・ 第22条 登録及び公告</p> <p>意匠登録に関する公告を、「官報(Gazette)」に代えて登録官が発行する「公報(Official Journal)」で行うこととした。</p> <p>なお、「公報(Official Journal)」とは、上記第3条 解釈に規定されており、本法第46A条に基づき登録官によって発行される「知的所有権公報(Intellectual Property Official Journal)」をいう。</p> <p>・ 第25条 登録の存続期間</p> <p>登録が存続されなかった場合の登録失効の公告は、「官報(Gazette)」に代えて登録官が発行する「公報(Official Journal)」で行うこととした。</p> <p>・ 第26条 失効した登録の回復</p> <p>失効した登録が回復した場合の公告は、「官報(Gazette)」に代えて登録官が発行する「公報(Official Journal)」で行うこととした。</p> <p>・ 第29条 登録意匠は動産である</p> <p>登録意匠を動産として取扱い、譲渡、移転又は取引の対象とする場合の条件、手続方法等について詳細を追加した。</p> <p>・ 第46A条 知的所有権公報</p> <p>本法又は本法に基づいて制定される規則に基づいて公告することを求められる意匠に関するすべての事項及び意匠に関するその他の情報又は事項であって登録官が原則的に有益又は重要とみなすものの公告は、「官報(Gazette)」に代えて登録官が発行する「知的所有権公報(Intellectual Property Official Journal)」で行うこととした。</p>	

・第 47 条 規則

本法に基づいて制定される規則について，本法第 30 条に基づく譲渡又は移転等により得た権原又は権利の登録簿への登録手順に関する規定及び公報に公告されることが求められる事項又は情報の規定の制定を追加した。